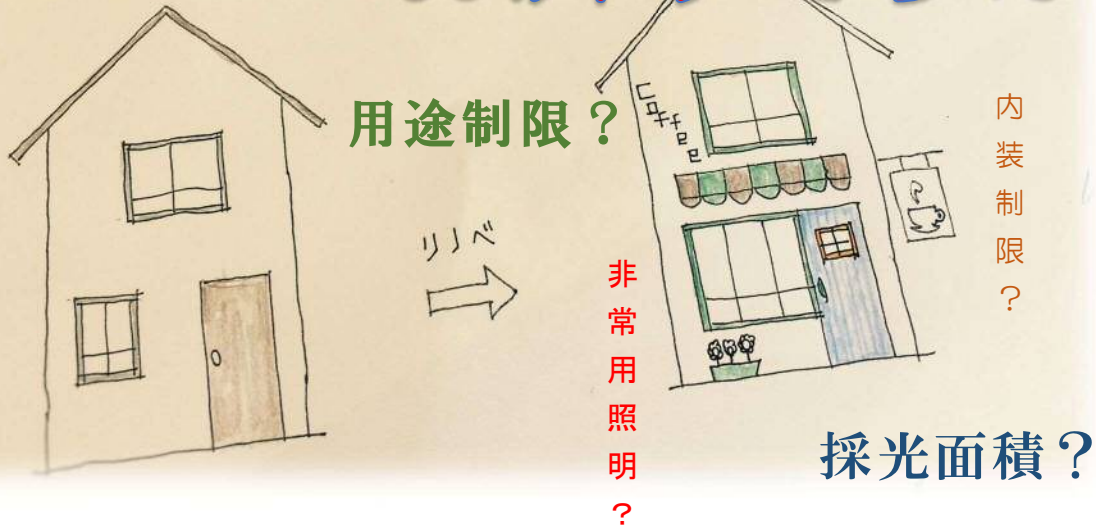


建築基準法のチェックは

お済みですか？



用途変更の建築確認申請

「空き家」や「空きビル」を利用して、従来の用途を店舗、宿泊施設、福祉施設などの用途に変更する場合は、『建築確認申請』が必要になる場合があります。

あらかじめ、下記の三重県または名張市役所の建築指導窓口にお問い合わせください。

建築確認申請が不要なリノベーション

用途変更の規模が小さいという理由で『建築確認申請』が不要な場合であっても、住宅を店舗などに変更する場合などは、避難設備や防火設備を新たに設置するなど、建築基準法に適合させる必要があります。ご自身でリフォームなどを行なう場合でも、名張市役所の建築指導窓口かお近くの建築士さんにご相談ください。

お問い合わせ窓口

名張市役所 都市計画室 建築指導係 TEL 0595-63-7698

伊賀建設事務所 建築開発室 TEL 0595-24-8239